平成２９年（フ）第２６４号
宮崎市大字赤江409番地　市営住宅170棟29号
債務者　渡邊　和子
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第７２号
宮崎県都城市太郎坊町7714番地４
債務者　益留　正子
1　決定年月日時　平成29年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２９年（フ）第３１４号
鹿児島県鹿児島市日之出町８番21号　アイリスＡ＆Ｈ201号
債務者　高橋　佑輔
1　決定年月日時　平成29年９月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第３１５号
鹿児島県鹿児島市日之出町８番21号　アイリスＡ＆Ｈ201号
債務者　高橋　美奈
1　決定年月日時　平成29年９月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第３４８号
鹿児島県いちき串木野市平江20271番地１
債務者　影山　圭子
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第８６号
北海道小樽市奥沢１丁目13番10号　豊荘、前住所北海道小樽市奥沢３丁目16番７号
債務者　五十嵐和子
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第８９号
北海道小樽市オタモイ２丁目４番１号　クレアハウス103号、前住所北海道小樽市色内１丁目13番１号
債務者　八幡　公惠
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第８２５号
京都市西京区大枝東新林町３丁目７番地　29棟804号
債務者　杉崎　隆一
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２４８号
大分市奥田字日廻出181番地１　メゾンＵＭＥＫＩ202、住民票上の住所大分県由布市挾間町北方691番地　Ｅ２－４
債務者　三澤　洋一
1　決定年月日時　平成29年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１０８号
宮崎県東臼杵郡門川町大字門川尾末7330番地２
債務者　宮崎　敬佑
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第１０９号
宮崎県延岡市北一ケ岡３丁目14番４－201号
債務者　吉山紀代子
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第１７５号
金沢市湊２丁目116番地27
債務者　熊谷まなぶ
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７８号
佐賀県嬉野市嬉野町大字不動山丙1534番地１
債務者　たなかオートサービスこと　田中　政人
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第２４２号
大分県由布市庄内町東長宝675番地１
債務者　三重野　薫
1　決定年月日時　平成29年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第９８９号
名古屋市中川区長須賀３丁目704番地　光曜圓４Ｃ号
債務者　山下　和義
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６６１号
神戸市中央区中町通３丁目１番３－607号、従前の住所神戸市兵庫区上沢通８丁目４番８－102号
債務者　中山　和久
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６９３号
神戸市東灘区魚崎中町４丁目６番14号　松原ハイツ206号
債務者　菅谷　光江
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部